

令和 6 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について

1 概要

- ・ 地域公共交通確保維持事業による支援を受けた事業については、地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、協議会自らによる事業の実施状況の確認及び評価を行い、この評価の結果を地方運輸局に報告するとともに、ホームページ等で公表することとされている。
- ・ この評価については、協議会が、生活交通確保維持改善計画に位置付けられた補助対象事業について、事業の性質に応じ、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とするもの。

2 国への報告及び事業評価

以下のとおり、協議会において、地域公共交通確保維持事業内容を評価し、国（東北運輸局）に報告する。

【対象事業】

令和 6 年度補助事業（R5. 10. 1～R6. 9. 30）

【評価対象（交付申請ベース）】

- ・ 地域間幹線系統：22 系統（山交バス（株）、庄内交通（株）、
（株）新庄輸送サービス、（有）はながさバス、
宮城交通（株）、ジェイアールバス東北（株））
- ・ 地域内フィーダー系統：166 系統（32 市町村）
- ・ 車両補助分：地域間幹線系統で 20 台、地域内フィーダー系統で 15 台
（系統ごとの内容と併せて一体的に評価する）

【事業評価内容】

- ・ 事業評価概要資料
資料 2 - 2：地域間幹線系統
資料 2 - 5：地域内フィーダー系統（市町村別）
- ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（様式別紙 1、1 - 2）
資料 2 - 3：地域間幹線系統
資料 2 - 6：地域内フィーダー系統（市町村別）
- ・ 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績（R6 年度）
資料 2 - 4：地域間幹線系統

【提出期限】

令和 7 年 1 月 31 日